

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

カリフォルニア州ロサンゼルスでのメディカル・スパの設立

特に明記しない限り、本稿で紹介される米国カリフォルニア州の專業会社とは、米国カリフォルニア州会社法 (California Corporation Law) に基づき設立された專業株式会社 (Corporation) を指します。

メディカル・スパ (Medical Spa) は、最新の美容センターの經營形式であり、免許を持つ医師の監督の下である外観改善サービスを提供することができます。伝統的な美容センターと異なり、メディカル・スパは專業会社として登録されないと合法的に經營することができません。本稿では、メディカル・スパの設立手続き及び関連免許・許可について紹介します。

1. カリフォルニア州の州務長官室及び医事委員会で專業会社を設立

(1) カリフォルニア州州務長官室にカスタマイズした会社定款を提出

カリフォルニア州專業会社を設立するには、具体的な状況によって会社定款を準備し、且つカリフォルニア州の州務長官室に提出する必要があります。会社の発行可能株式総数、株式の額面金額、及びカリフォルニア州の登録代理人のご提供が必要です。

(2) カリフォルニア州医事委員会による偽名許可

偽名許可 (FNP) の保有目的は、医師免許を持つ医師及び外科医があらゆる公共交流、広告、ロゴ又は公告にその本名以外の名前で勤務することを許可することです。

もし医師の氏名または苗字を使って、その後「医学博士」、「專業会社」又はその他の類似した略称を付き、且つ当該氏名が医師の医師免許上の氏名と一致する場合、当該会社は会社の偽名許可を申請する必要がありません。

当該申請が医事委員会によって批准されましたら、6週間以内に偽名許可を取得できます。偽名許可は2年ごとに更新される必要があります。

2. その他の免許

(1) 雇用主証明番号(EIN)の申請

税金徴収と雇用主の識別のために、会社の所有者は雇用主証明番号(Employer Identification Number, EIN)を申請する必要があります。米国内国歳入庁(IRS)を通じてEINを申請するには約3週間かかります。IRSは当該申請に対し特急サービスを提供していません。

(2) 個人納税者番号(ITIN)の申請

カリフォルニア州専門会社が米国で銀行口座を開設し、あるいは専門会社が販売許可証を要し、あるいは専門会社の責任者が確定申告する場合に、その責任者は個人納税者番号(Individual Taxpayer Identification Number, ITIN)を申請する必要があります。IRSを通じてITINを申請するには約6~8週間かかります。確定申告シーズン(1~4月の間)に申請するには約11週間かかります。IRSは当該申請に対して特急サービスを提供していません。

(3) カリフォルニア州雇用主証明番号

カリフォルニア州で企業を営み、且つ1人又は複数の従業員を雇用し、1つの暦四半期内に支払った給与が100ドルを超えた場合には、カリフォルニア州雇用開発局(EDD)で雇用主として登録しなければなりません。登録終了後、8桁の雇用主給与税番号(カリフォルニア州雇用主証明番号とも呼ばれ)を取得することができます。

(4) 美容業界のビジネスライセンスの申請

美容業界の場所を営むすべての個人、会社又は法人は、カリフォルニア州の理容・美容委員会(Board of Barbering and Cosmetology)にビジネスライセンスを申請し、且つ費用を支払う必要があります。個人、会社又は法人は新規機構を営んでも、または既存の機構の所有権を得ても、必ずビジネスライセンスの申請を提出しなければなりません。

当該ビジネスライセンスは本章に基づき許可を取得した人員(学徒を除く)によって管理される必要があります。各営業所は十分かつ便利な手洗い施設(水道水、石鹸及びタオル又はハンドドライヤーを含む)を提供する必要があります。

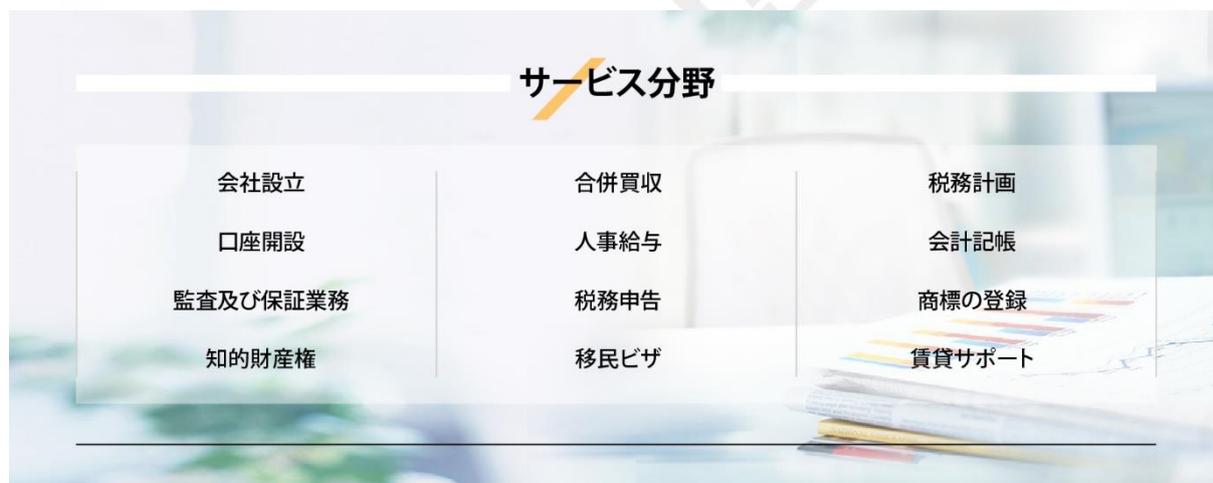
ビジネスライセンス発給後90日以内に、委員会又はその代理人・アシスタントは、営業所が本章の要求及び制度を満たすかどうかをチェックする必要があります。

(5) 販売許可証 (Seller's Permit) の申請

一般的に、カリフォルニア州專業会社は、カリフォルニア州で経営する業務が卸売業・小売業、またはある課税サービスの提供に係り、且つカリフォルニア州で従業員を雇用し、オフィス又は倉庫等を設立する場合には、販売許可証を申請する必要があります。カリフォルニア州税務署に対し販売許可証を申請するには約1~3 営業日かかります。当該申請に対する特急サービスは提供されていません。

(6) 事業税証明書 (ロサンゼルス市)

ロサンゼルス市内に業務を展開するすべての会社は、当該市の事業税証明書 (Business Tax Registration Certificate) を取得する必要があります。当該登録をするには、会社の基本的な業務情報 (EIN、営業地点、販売許可証 (適用される場合) 等を含む) のご提供が必要です。申請が市政府によって批准されましたら、4 週間以内に事業税証明書を取得することができます。注意すべき点としては、事業税を納付する必要がないとしても、毎年 2 月 28 日 (閏年の場合は 2 月 29 日) までにロサンゼルス市の年次更新を適正に完了させる必要があります。



もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com